

ユーシン年金定期規定

1. (預入資格)

本定期預金は、国民年金・厚生年金または各種共済年金（以下「公的年金」といいます。）の受取を当金庫で既に開始されているお客さま、または当金庫で新たに開始されるお客さま、もしくは公的年金の受取指定を当金庫へ変更されるお客さまに限りお預入れできます。

2. (取扱店舗)

本定期預金の預入は、公的年金の受取を指定している店舗に限ります。

3. (お預入れ限度額)

預入資格のあるお客さま一人につき、500万円を限度とします。

4. (お預入れ預金の種類および預金名義)

期間1年、2年、3年のいずれかの自由金利型定期預金(M型)（以下「スーパー定期」といいます。）を自動継続（元金継続）で作成します。なお、定期預金の名義は、年金受取をされているお客さまの名義に限ります。

5. (少額貯蓄非課税制度〔マル優〕の利用)

本定期預金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. (適用利率)

(1) 公的年金を本定期預金の預入期間を通じて当金庫で受取る場合、預入日に当金庫が店頭に表示しているスーパー定期の基準金利に次の金利を上乗せした利率を約定利率とします。

- ・ 1年もの …………… 0.05% 満期利息は年金受取口座へ振替入金
- ・ 2年もの …………… 0.05% 中間利払利息・満期利息は年金受取口座へ振替入金
- ・ 3年もの …………… 0.05% 満期利息は年金受取口座へ振替入金

なお、初回満期日以降は、当初預入金額および期間に応じた満期日時点のスーパー定期の店頭表示金利を約定利率とします。

(2) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 預入期間が1年または2年である場合（単利型）

- ・ 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- ・ 6か月以上1年未満 …………… 当初の約定利率×50%
- ・ 1年以上2年未満 …………… 当初の約定利率×70%

② 預入期間が3年である場合（複利型）

- ・ 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- ・ 6か月以上1年未満 …………… 当初の約定利率×40%
- ・ 1年以上1年6か月未満 …………… 当初の約定利率×50%
- ・ 1年6か月以上2年未満 …………… 当初の約定利率×60%
- ・ 2年以上2年6か月未満 …………… 当初の約定利率×70%
- ・ 2年6か月以上3年未満 …………… 当初の約定利率×90%

7. (その他)

本規定に定めのない事項については、当金庫ウェブサイト掲載のユーシン定期預金等規定集により取扱います。

8. (規定の変更)

(1) この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和6年1月1日現在)